

# 資本の状況（単体）

## ■資本金及び発行済株式総数

(単位：株、百万円)

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成18年5月17日	△68,000	8,306,273.77	—	1,420,877	—	1,420,989	優先株式の取得及び消却による第一種優先株式35,000株減少、第二種優先株式33,000株減少
平成18年8月11日	—	8,306,273.77	—	1,420,877	△1,000,000	420,989	会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替え
平成18年9月1日	249,015	8,555,288.77	—	1,420,877	221,365	642,355	SMBCフレンド証券株式会社の完全子会社化に係る株式交換による普通株式の増加(交換比率1:0.0008)
平成18年9月6日	△67,000	8,488,288.77	—	1,420,877	—	642,355	優先株式の取得及び消却による第二種優先株式67,000株減少
平成18年9月29日	△439,534	8,048,754.77	—	1,420,877	—	642,355	優先株式の取得及び消却による第三種優先株式500,000株減少、第三種優先株式に係る取得請求権の行使による普通株式60,466株増加
平成18年10月11日	△195,000	7,853,754.77	—	1,420,877	—	642,355	優先株式の取得及び消却による第三種優先株式195,000株減少
平成20年4月30日	157,151	8,010,905.77	—	1,420,877	—	642,355	第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の全株式に係る取得請求権の行使による普通株式157,151株増加
平成20年5月16日	△16,700	7,994,205.77	—	1,420,877	—	642,355	第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の全株式消却による第四種優先株式16,700株減少
平成21年1月4日	781,189,672.23	789,183,878	—	1,420,877	—	642,355	普通株式1株につき100株の株式分割の実施による普通株式781,189,672.23株増加
平成21年6月22日	219,700,000	1,008,883,878	413,695	1,834,572	413,695	1,056,050	有償一般募集 普通株式 219,700,000株 発行価額 3,766円 資本組入額 1,883円
平成21年7月27日	8,931,300	1,017,815,178	16,817	1,851,389	16,817	1,072,868	有償第三者割当 普通株式 8,931,300株 発行価額 3,766円 資本組入額 1,883円
平成22年1月27日	340,000,000	1,357,815,178	459,477	2,310,867	459,477	1,532,345	有償一般募集 普通株式 340,000,000株 発行価額 2,702.81円 資本組入額 1,351,405円
平成22年1月28日	36,343,848	1,394,159,026	—	2,310,867	—	1,532,345	第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式及び第12回第四種優先株式の全株式に係る取得請求権の行使による普通株式36,343,848株増加
平成22年2月8日	△33,400	1,394,125,626	—	2,310,867	—	1,532,345	第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式及び第12回第四種優先株式の全株式消却による第四種優先株式33,400株減少
平成22年2月10日	20,000,000	1,414,125,626	27,028	2,337,895	27,028	1,559,374	有償第三者割当 普通株式 20,000,000株 発行価額 2,702.81円 資本組入額 1,351,405円

(注) 平成23年4月1日に、第1回第六種優先株式の全株式につき取得及び消却を実施したことに伴い、第六種優先株式が70,001株減少いたしました。

## ■株式の総数等

発行済株式の内容(平成23年3月31日現在)

普通株式	1,414,055,625株
第1回第六種優先株式	70,001株
計	1,414,125,626株

上場金融商品取引所名 東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部)  
名古屋証券取引所(市場第一部) ニューヨーク証券取引所<sup>(注)</sup>

(注) 平成22年11月1日付で米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場いたしました。

## ■所有者別状況

### ①普通株式

区分	株主数	所有株式数	割合
政府及び地方公共団体	7人	4,774単元	0.03%
金融機関	394	4,144,500	29.35
金融商品取引業者	105	717,865	5.08
その他の法人	9,032	1,664,643	11.79
外国法人等(個人以外)	938	5,538,375	39.22
外国法人等(個人)	141	714	0.01
個人その他	342,025	2,049,686	14.52
計	352,642	14,120,557	100.00
単元未満株式の状況	—	1,999,925株	—

(注) 1.自己株式3,762,514株は「個人その他」に37,625単元、「単元未満株式の状況」に14株含まれております。

2.「その他の法人」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、28単元含まれております。

3.1単元の株式数は100株であります。

### ②第1回第六種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
金融機関	4人	70,001株	100.00%
計	4	70,001	100.00

## ■大株主

### ①普通株式

株主名	所有株式数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	87,939,818株	6.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	77,122,200	5.45
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT — TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	30,843,478	2.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	29,508,900	2.08
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	17,222,912	1.21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	17,198,714	1.21
株式会社SMFGカード&クレジット	15,479,400	1.09
日本生命保険相互会社	15,466,682	1.09
NATSCUMCO(常任代理人 株式会社三井住友銀行)	14,356,349	1.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	13,927,694	0.98
計	319,066,147	22.56

(注) 株式会社SMFGカード&クレジットが所有している普通株式につきましては、会社法施行規則第67条の規定により議決権の行使が制限されております。

### ②第1回第六種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
住友生命保険相互会社	23,334株	33.33%
日本生命保険相互会社	20,000	28.57
三井生命保険株式会社	16,667	23.81
三井住友海上火災保険株式会社	10,000	14.29
計	70,001	100.00

## ■新株予約権等の状況

平成14年6月27日株主総会決議		平成23年3月31日現在
新株予約権の数	1,081個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	108,100株	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 6,649円	
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり 6,649円 資本組入額 1株当たり 3,325円	
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1. 当社は、平成13年改正旧商法に基づき本新株予約権を発行しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式100株であります。

3. 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

平成22年7月28日取締役会決議		平成23年3月31日現在
新株予約権の数	1,026個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	102,600株	
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた額	
新株予約権の行使期間	平成22年8月13日から平成52年8月12日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり 2,216円 資本組入額 1株当たり 1,108円	
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。 ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 ア新株予約権者が平成51年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎ねなかった場合 平成51年8月13日から平成52年8月12日 イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	—	

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</li> <li>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。</li> <li>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</li> <li>⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいすれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</li> <li>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。</li> <li>⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</li> <li>⑧新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。</li> <li>⑨その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</li> </ul>
--------------------------	---

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に適にしてこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2)当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3)当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - (4)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5)新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## ■ストック・オプション制度の内容

株式会社三井住友銀行が、平成14年6月27日開催の第1期定時株主総会の特別決議に基づいて平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権1,620個を発行しておりましたが、平成14年8月29日開催の取締役会において、同行の新株予約権者の利益を從来どおり確保する観点から、株式会社三井住友フィナンシャルグループが株式移転に際し、同行の発行した新株予約権1,620個に係る義務を次のとおり承継することを決定いたしました。また、上記新株予約権1,620個に係る義務を当社が承継することについて、同行の平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第五種優先株式に係る種類株主総会並びに平成14年9月27日開催の臨時株主総会(普通株式に係る種類株主総会を兼ねる。)において、承認可決されました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の役職員 677人
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,620株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 673,000円
新株予約権の行使期間	144ページの「新株予約権等の状況」参照
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 決議年月日は、株式会社三井住友銀行における発行決議日を記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式数は1株であります。

3. 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}$$

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

また、当社は、会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社の子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員に対し、職務の執行の対価として新株予約権を発行しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年7月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 82人
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	102,600株
新株予約権の行使時の払込金額	144ページの「新株予約権等の状況」参照
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	144ページの「新株予約権等の状況」参照

## ■最近5年間の事業年度別最高・最低株価

(単位：円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
最高株価	1,390,000	1,210,000	9,640	4,520	3,355
最低株価	1,010,000	633,000	2,585	2,591	2,235

(注) 1. 上記は普通株式の株価であり、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施いたしました。平成20年度の最高・最低株価は、当該株式分割が期首に行われたと仮定した場合の株価を記載しております。

3. 第1回第六種優先株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

## ■最近6ヶ月間の月別最高・最低株価

(単位：円)

区分	平成22年10月	平成22年11月	平成22年12月	平成23年1月	平成23年2月	平成23年3月
最高株価	2,533	2,685	2,949	3,090	3,225	3,190
最低株価	2,349	2,325	2,543	2,791	2,757	2,235

(注) 1. 上記は普通株式の株価であり、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 第1回第六種優先株式は、金融商品取引所に上場されておりません。